

電子取引データの保存方法が変わります！！

令和3年度の税制改正において電子帳簿保存法の改正が行われ、令和4年1月1日から電子取引については電子データでの保存が義務化されます。現在は、書面での保存が認められていますが、改正後は電子データで受け取った請求書等をプリンタで印刷して書面で保存するという方法は認められないこととなります。

電子取引とは

電子取引とは、取引情報の受け渡しを電磁的方式により行う取引のことです。取引情報とは、注文書や請求書、見積書、領収書、契約書などのことを指し、電磁的方式とは、電子メールでの取引やインターネット・EDI取引、複合機受信などを指します。

具体的には電子メールで受け取る請求者や領収書、アマゾン・楽天等でのネットショッピングの請求書、インターネットでダウンロードした公共料金やクレジットカードの請求書や明細などが電子取引に該当します。

主な電子取引に該当するデータの例です。



電子メール (添付ファイル)



- メールに添付されている取引情報
- メール文章中に書かれている取引情報

スマホアプリ決済



- 各事業者から発行される利用明細
- スクリーンショットで問題ない

クラウドサービス



- クラウドサービスにアップロードされている取引情報

領収書データ (立替経費)



- 従業員の立替経費精算による電子データの領収書
- スクリーンショットでも問題ない

書面保存の廃止

所得税法や法人税法においては電子取引について、電子データによる保存が義務付けられ、電子データを印刷した書面を保存することは認められなくなります。

【現行法】

- 電子データで管理
- 書面での保存



【新法】

- 電子データで管理



ただし、消費税法においては、R5年10月までは書面による保存が必要です。



保存場所

ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウドサービス等

保存方法

(1) 専用ソフトを使う場合

電子取引の請求書や領収書の PDF、画像ファイルを専用ソフトに読み込むことで、保存要件を満たした電子取引データとして保存できます。当社のお客様の多くが利用されている TKC の会計ソフトも対応を予定しております。

(2) 専用ソフトを使わない場合

下記の方法で保存する。

「取引年月日」、「取引先」、「金額」を請求書データのファイル名にする。

例) 2022年11月30日に(株)昂商会から受領した10,000円の請求書 「20221130_(株)昂商会_10,000」

「取引先」や「取引月」などフォルダに保存する。

「電子取引データ訂正及び削除の防止に関する事務処理規定」を作成し、備えつける。

PC・USB等



なお、の代わりに、請求書等のデータを取引年月日、金額、取引先を入力した索引簿をエクセル等で作成し、検索できる方法によることも可能です。

索引簿の例

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	10,000	(株)昂商会	請求書
②	20210210	50,000	(有)昂物産	注文書
③	20210228	67,800	昂会計(株)	領収書



このような索引簿を作成する場合、フォルダ名を①、②、③で登録し、すぐ検索できるようにします。

国税庁のホームページに の規定や索引簿のサンプルが掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

今回の電子保存の義務化は、令和4年度税制改正で猶予期間が設けられることが予定されています。また、当社でも改正に伴う対応として専用ソフトのご案内、保存方法のご提案など、顧問先のサポートをしております。

ご不明な点がございましたら担当者におたずねください。